

都幾川村・玉川村合併協議会

第 9 回会議資料

平成 17 年 12 月 2 日（金曜日） 午後 2 時

玉川村文化センター（アスパピアたまがわ）2 階

第9回都幾川村・玉川村合併協議会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

- 報告第13号 新町の課（局・室）の庁舎配置について
- 報告第14号 新町の指定金融機関等について
- 報告第15号 新町の公共施設等の名称について
- 報告第16号 新町の窓口延長について
- 報告第17号 公共的団体等の統合について
- 報告第18号 合併協定項目に係る調整状況について（その2）
- 報告第19号 都幾川村・玉川村合併協議会の廃止について
- 報告第20号 平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会の決算見込みに
ついて
- 報告第21号 ときがわ町長職務執行者について

4 その他

5 閉 会

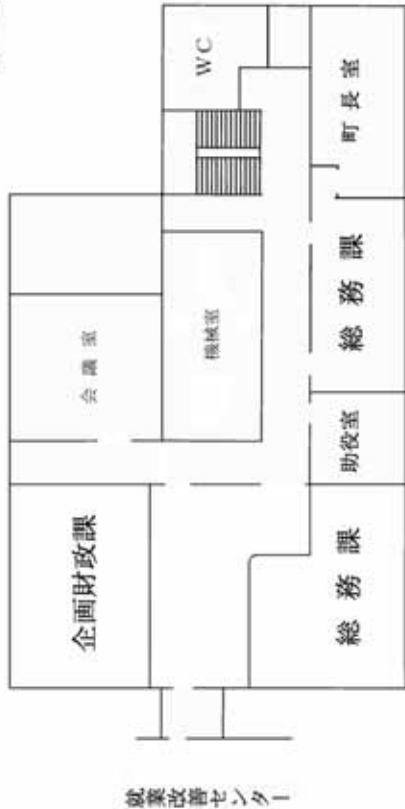
報告第13号

新町の課（局・室）の庁舎配置について

新町の課（局・室）の庁舎配置について、別紙のとおり報告する。

ときがわ町役場本庁舎 課等配置図

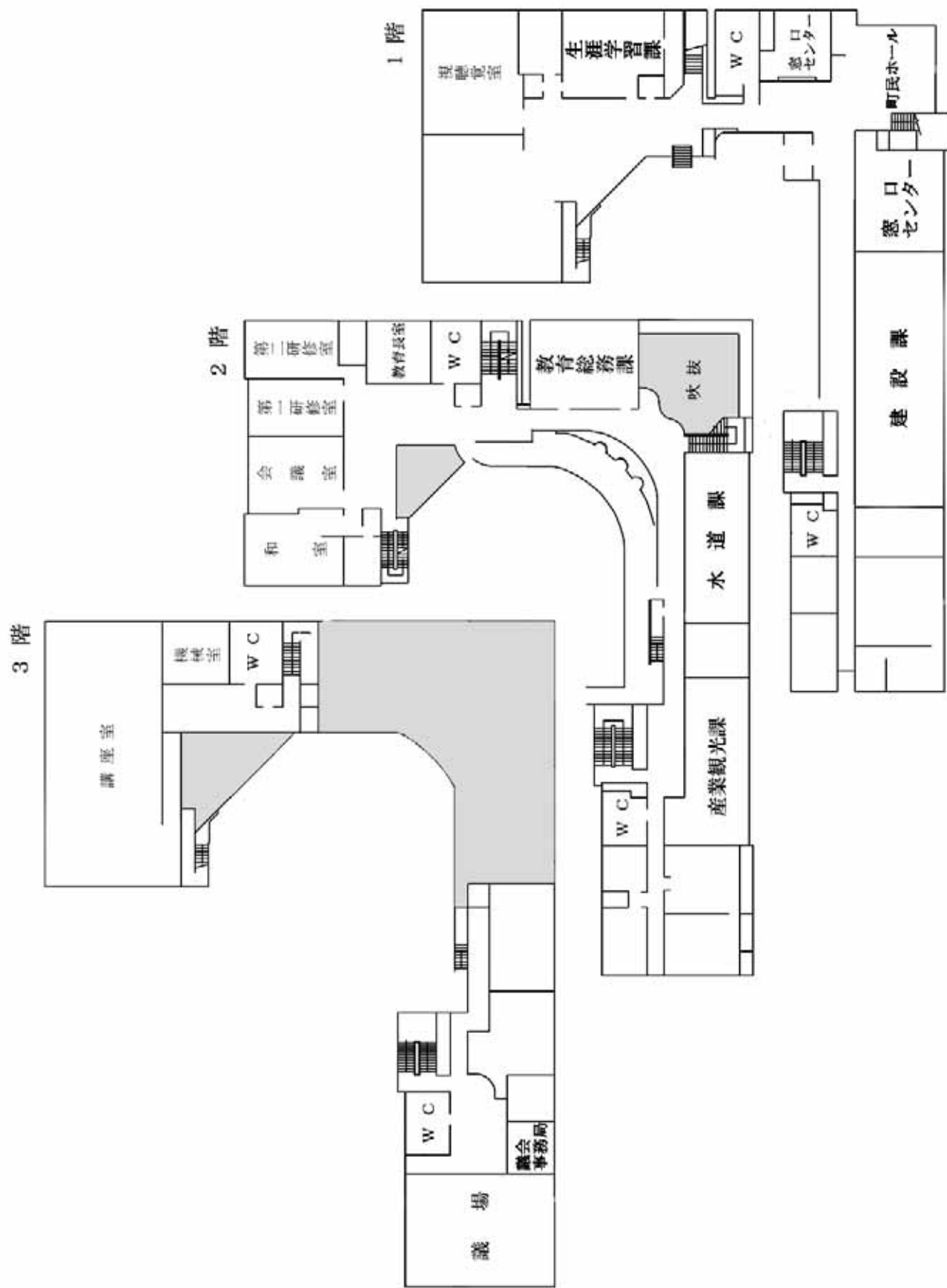
2 階



1 階



ときがわ町役場第二庁舎 課等配置図



報告第 1 4 号

新町の指定金融機関等について

都幾川村、玉川村の合併に伴う地方自治法第 2 3 5 条第 2 項、同法施行令第 1 6 8 条第 2 項に基づく指定金融機関及び同条第 4 項に基づく収納代理金融機関について、次のとおり報告する。

○地方自治法第 2 3 5 条第 2 項の規定に基づく指定金融機関の選定

【選定要旨】

指定金融機関として都幾川村では 39 年、玉川村では 33 年の実績があり、両村とも長い経験を積んでいる。その間、収納代理金融機関の統括、公金収納、公金支払等に対し事故、トラブル等も無く順調に事務処理を果たし、経営状況の指針である「健全性」、「収益性」、「自己資本比率」及び「不良債権比率」等、年々好転し経営の安定が図られている。県及び県内自治体の多くが指定金融機関としており、県内を網羅した金融対応が図られている。両村内には他にも金融機関は存在するが、指定金融機関になることについて意思表示がなく、また、実績等もないため事務履行は困難と考える。

したがって、「ときがわ町」の指定金融機関として「埼玉りそな銀行」を選定する。

ときがわ町指定金融機関 埼玉りそな銀行

○地方自治法施行令第 1 6 8 条第 4 項の規定に基づく収納代理金融機関の選定

【選定要旨】

収納代理金融機関の選定は、合併時に指定金融機関と業務契約を締結し、遅滞なく円滑な収納業務を図る必要があるため、現在都幾川村及び玉川村の両村が収納代理金融機関としている金融機関を選定する。

ときがわ町収納代理金融機関

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ・ 埼玉中央農業協同組合 | ・ 飯能信用金庫 |
| ・ 株式会社みずほ銀行 | ・ 株式会社武蔵野銀行 |
| ・ 株式会社東和銀行 | ・ 株式会社りそな銀行 |
| ・ 株式会社三菱東京 U F J 銀行 | ・ 埼玉縣信用金庫 |
| ・ 中央労働金庫 | ・ 日本郵政公社 関東支社 |

報告第 1 5 号

新町の公共施設等の名称について

新町の公共施設等の名称について、次のとおり報告する。

ときがわ町の公共施設名称一覧

番号	現施設名称	新町施設名称	住所
1	都幾川村役場	ときがわ町役場第二庁舎	ときがわ町大字桃木32番地
2	玉川村役場	ときがわ町役場本庁舎	ときがわ町大字玉川2490番地
3	都幾川村家族相談支援センター	ときがわ町家族相談支援センター	ときがわ町大字関堀162番地1
4	都幾川村立平保育園	ときがわ町立平保育園	ときがわ町大字西平725番地
5	玉川村保育園	ときがわ町立玉川保育園	ときがわ町大字玉川2685番地2
6	都幾川村地域活動支援センター	ときがわ町地域活動支援センター	ときがわ町大字大附320番地9
7	都幾川村農村文化交流センター	ときがわ町農村文化交流センター	ときがわ町大字本郷929番地1
8	都幾川村保健センター	ときがわ町保健センター	ときがわ町大字関堀151番地1
9	玉川村保健センター	ときがわ町保健センター玉川分室 【ときがわ町地域包括支援センター】	ときがわ町大字玉川2515番地
10	ときがわ親水公園	ときがわ町ときがわ親水公園	ときがわ町大字本郷938番地1
11	都幾川村立明覚小学校	ときがわ町立明覚小学校	ときがわ町大字関堀65番地
12	都幾川村立萩ヶ丘小学校	ときがわ町立萩ヶ丘小学校	ときがわ町大字西平1153番地
13	玉川村立玉川小学校	ときがわ町立玉川小学校	ときがわ町大字玉川2666番地
14	都幾川村立都幾川中学校	ときがわ町立都幾川中学校	ときがわ町大字桃木50番地
15	玉川村立玉川中学校	ときがわ町立玉川中学校	ときがわ町大字玉川1385番地2
16	都幾川村学校給食センター	ときがわ町学校給食センター	ときがわ町大字桃木39番地1
17	都幾川村中央公民館	ときがわ町都幾川公民館	ときがわ町大字桃木32番地
18	玉川村中央公民館	ときがわ町玉川公民館	ときがわ町大字玉川2485番地
19	都幾川村立図書館	ときがわ町都幾川公民館図書室	ときがわ町大字桃木32番地
20	玉川村立図書館	ときがわ町立図書館	ときがわ町大字玉川2510番地
21	玉川村文化センター	ときがわ町文化センター	ときがわ町大字玉川2510番地
22	都幾川村文化体育センター	ときがわ町体育センター	ときがわ町大字関堀148番地1
23	玉川村農林漁業者トレーニングセンター	ときがわ町玉川トレーニングセンター	ときがわ町大字玉川2508番地

番号	現施設名称	新町施設名称	住所
24	都幾川村民運動場	ときがわ町西平運動場	ときがわ町大字西平945番地1
25	都幾川第一球場	ときがわ町本郷第一球場	ときがわ町大字本郷903番地1
26	都幾川第二球場	ときがわ町本郷第二球場	ときがわ町大字本郷926番地
27	玉川村総合運動場	ときがわ町玉川運動場	ときがわ町大字玉川882番地
28	とき山滝の鼻公園	とき山滝の鼻公園	ときがわ町大字西平2528番地
29	玉川村雀川砂防ダム公園	ときがわ町雀川砂防ダム公園	ときがわ町大字日影636番地1
30	玉川村ホタルの里公園	ときがわ町ホタルの里公園	ときがわ町大字五明1366番地1
31	都幾川村勤労者福祉会館	ときがわ町勤労者福祉会館	ときがわ町大字西平709番地3
32	玉川村就業改善センター	ときがわ町就業改善センター	ときがわ町大字玉川2490番地
33	都幾川村温泉スタンド	ときがわ町温泉スタンド	ときがわ町大字大附870番地3
34	木のむら	ときがわ町木のむらキャンプ場	ときがわ町大字大野1440番地
35	星と緑の創造センター	ときがわ町星と緑の創造センター	ときがわ町大字大野1853番地
36	いこいの里大附	ときがわ町いこいの里大附	ときがわ町大字大附425番地
37	やすらぎの家	ときがわ町やすらぎの家	ときがわ町大字西平720番地1
38	建具会館	ときがわ町建具会館	ときがわ町大字西平709番地3
39	木のむら物産館	ときがわ町木のむら物産館	ときがわ町大字関堀188番地1
40	大野特産物販売所	ときがわ町大野特産物販売所	ときがわ町大字大野86番地1
41	農産物加工施設	ときがわ町農産物加工施設	ときがわ町大字番匠449番地4

【ときがわ町地域包括支援センター】は平成18年4月設置予定

印は、名称変更する施設。

報告第 1 6 号

新町の窓口延長について

新町の窓口延長について、次のとおり報告する。

ときがわ町の窓口延長について

1 趣 旨

行政サービスの向上を図るため、平日の業務時間内に来庁できない住民の皆様に対し、土曜日の窓口業務（試行）を行う。

2 実施時期

平成 1 8 年 2 月から 9 月までの土曜日（土曜日が祝日の場合も実施する。）

3 時 間

8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで

4 実施場所

本庁舎で実施することとし、第二庁舎では実施しない。

5 具体的な取扱業務

（ 1 ）町民課関係

- ・住民票の写しの交付
- ・印鑑証明の発行
- ・戸籍謄本、抄本の交付
- ・国民年金裁定に伴う記載事項証明（居住地）の発行

（ 2 ）福祉課関係

- ・生活保護法による保護変更申請書（傷病届）の受理
- ・連絡書（生活保護医療）の交付
- ・重度心身障害者医療費支給請求書の配布、受理
- ・乳幼児医療費支給申請書の配布、受理
- ・児童医療費支給申請書の配布、受理
- ・ひとり親家庭等の医療費支給申請書の配布、受理

- ・温泉等の利用補助券申請の配布、受理
- ・福祉はり、きゅう、マッサージ利用補助券の配布、受理
- ・保育料の収納

(3) 税務課関係

個人住民税

- ・町民税決定証明書の発行
- ・所得証明書（児童手当用を含む。）の発行
- ・課税証明書の発行
- ・非課税証明書の発行

固定資産税

- ・評価証明書の発行
- ・課税台帳記載事項証明書の発行
- ・公租公課証明書の発行
- ・資産証明書の発行
- ・所有証明書の発行

公図の閲覧及び写しの交付

納税証明書の発行（来客指定様式の場合を除く。）

- ・町民税、県民税、固定資産税
- ・国民健康保険税
- ・軽自動車税（継続車検用を含む。）

事業所

- ・営業証明書の発行
- ・所在証明書の発行

町税の収納

(4) 上記取扱業務に伴う手数料などの収納

(5) 日直業務

6 現在行っている窓口延長

土曜日の窓口業務（試行）の実施に伴い、玉川村で行っている金曜日の窓口延長は、平成１８年１月限りで終了する。

報告第 17 号

公共的団体等の統合について

公共的団体等の統合の方向性について、次のとおり報告する。

公共的団体等の統合の方向性一覧

区 分	都幾川村	玉 川 村	今後の方向性	統合の時期 (目 途)
総務関連	都幾川村区長会	玉川村区長会	統合	平成18年度中
	都幾川村自衛隊父兄会	玉川村自衛隊協力会	統合	平成18年度中
	都幾川村交通安全対策協議会	玉川村交通安全対策協議会	統合	平成18年度中
	都幾川村交通安全母の会	玉川村交通安全母の会	統合	平成18年度中
	都幾川村交通指導員	玉川村交通指導員	統合	平成18年度中
	都幾川消防団	玉川消防団	統合	平成18年度中
政策財政関連	都幾川村コミュニティ協議会	玉川村コミュニティづくり村民運動推進協議会	統合	平成18年度中
住民福祉関連	都幾川村高齢者事業団	玉川村生きがい事業団	統合	平成18年度中
	都幾川村老人クラブ連合会	玉川村老人クラブ連合会	統合	平成18年度中
	社会福祉法人都幾川村社会福祉協議会	社会福祉法人玉川村社会福祉協議会	統合	合併時
	都幾川村民生委員・児童委員協議会	玉川村民生委員・児童委員協議会	統合	合併時
	都幾川村青少年問題対策協議会	玉川村青少年問題対策協議会	廃止	
	都幾川村青少年相談員協議会	玉川村青少年相談員協議会	統合	平成18年度中
		玉川村青少年補導委員会	廃止	
	都幾川村日本赤十字奉仕団	玉川村日赤奉仕団	統合	平成18年度中
	都幾川村遺族会	玉川村遺族会	統合	平成18年度中
	都幾川村身体障害者福祉会	玉川村身体障害者福祉会	統合	平成18年度中
	都幾川村手をつなぐ親の会			
保健医療関連		玉川村愛育班	存続	
	都幾川村健康おばさんの会		存続	
		玉川村献血推進協議会	廃止	

公共的団体等の統合の方向性一覧

区 分	都幾川村	玉 川 村	今後の方向性	統合の時期 (目 途)
環境関連				
	都幾川村衛生委員会	玉川村衛生委員	統合	平成18年度中
教育関連	都幾川村PTA連合会	玉川村PTA連絡協議会	統合	平成18年度中
	都幾川村体育協会	玉川村体育協会	統合	平成18年度中
	都幾川村スポーツ少年団本部	玉川村スポーツ少年団本部	統合	平成18年度中
	都幾川村文化協会	玉川村文化団体協議会	統合	平成18年度中
上下水道関連	西の沢簡易水道組合		存続	
	大野簡易水道組合		存続	
	七重簡易水道組合		存続	
	後野地区簡易給水施設管理組合		廃止	平成17年度末に解散予定
産業関連	都幾川村観光協会		存続	
	都幾川村商工会	玉川村商工会	統合	平成19年度中
	都幾川村農産物生産者団体連絡協議会	玉川村農業推進協議会	統合	合併時
	都幾川村生活改善グループ連絡協議会	玉川村生活改善グループ連絡協議会	統合	合併時
		玉川村酪農協会	存続	
	小川地区猟友会都幾川支部	小川地区猟友会玉川支部	存続	
	大柵林業研究会		存続	
	緑の少年団		存続	
団体数	34	29		

報告第18号

合併協定項目に係る調整状況について（その2）

「合併時（合併翌年度当初）に再編（統合）する」とした調整結果について、次のとおり報告する。

協定項目 1 2 特別職の職員の身分の取扱いについて

(第 3 回会議資料 5 ページ)

協定項目 No.12 特別職の職員の身分の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針	調整結果
1 常勤の特別職（４役）について	【報酬（月額）】 村 長：705,000 円 助 役：585,000 円 収入役：559,000 円 教育長：541,000 円 【期末手当】 （H16 年度） 6 月：2.10 月分 12 月：2.30 月分 【退職手当】 埼玉県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例及び埼玉県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例施行規則	【報酬（月額）】 村 長：694,000 円 助 役：568,000 円 収入役：542,000 円 教育長：523,000 円 【期末手当】 （H16 年度） 6 月：2.10 月分 12 月：2.30 月分 【退職手当】 埼玉県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例及び埼玉県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例施行規則	（２）報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編する。	【報酬（月額）】 町 長：705,000 円 助 役：585,000 円 収入役：559,000 円 教育長：541,000 円 【期末手当】 現行のとおり（条例改正があった場合は、改正後の支給割合） 【退職手当】 現行のとおり
2 各種委員会委員の任命に関すること	行政委員会、審議会、委員会等の附属機関及びその他の非常勤特別職の種類について	行政委員会、審議会、委員会等の附属機関及びその他の非常勤特別職の種類について	2 行政委員（農業委員会委員を除く。）の委員数及び任期については、各法令の定める	別紙のとおり

	は別紙のとおり	は別紙のとおり	ところによる。報酬額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編する。	
3 各種委員の報酬・費用弁償	行政委員会、審議会、委員会等の附属機関及びその他の非常勤特別職の報酬・費用弁償については別紙のとおり	行政委員会、審議会、委員会等の附属機関及びその他の非常勤特別職の報酬・費用弁償については別紙のとおり	3 審議会、委員会等の附属機関については、次のとおりとする。 (1) 両村に設置されているものについては、合併時に統合する。 (2) 2村のいずれかに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、合併時に再編する。 (3) 人数、任期及び報酬額については、現行の制度をもとに合併時に再編する。	別紙のとおり

各種委員等の報酬

○行政委員会

	職 名	都幾川村				玉川村				ときがわ町			
		定数		報酬額(円)		定数		報酬額(円)		定数		報酬額(円)	
1	教育委員会	5人	年額	委員長	238,000	5人	年額	委員長	235,000	5人	年額	委員長	238,000
				委員長代理	198,000			委員長代理	195,000			委員長代理	198,000
				委員	187,000			委員	183,000			委員	187,000
2	選挙管理委員会	4人	年額	委員長	132,000	4人	年額	委員長	118,000	4人	年額	委員長	132,000
				委員	107,000			委員	91,000			委員	107,000
3	監査委員	2人	年額	識見を有する者	285,000	2人	年額	識見者	225,000	2人	年額	知経委員	285,000
				議会選出	188,000			議会選出委員	136,000			議会選出委員	188,000
4	公平委員会委員	3人	日額		6,600	3人	年額	委員長	13,400	3人	日額	委員	5,600
								委員	12,300				
5	農業委員会	14人	年額	会長	238,000	14人	年額	会長	235,000	13人 在任 特例 あり	年額	会長	238,000
				会長代理	198,000			会長代理	195,000			会長代理	198,000
				委員	187,000			委員	183,000			委員	187,000
6	固定資産評価審査委員会委員	3人	日額		6,600	3人	年額	委員長	11,000	3人	日額	委員	5,600
								委員	10,400				

各種委員等の報酬

○ 審議会・委員会等の附属機関

	職 名	都幾川村				玉川村				ときがわ町			
		定数	報酬額(円)			定数	報酬額(円)			定数	報酬額(円)		
1	社会教育委員	13人以内	年額	委員長 32,500 委員 31,500		10人	年額		16,300	12人以内	年額		30,000
2	公民館運営審議会委員	14人以内	年額		31,500	12人		社会教育委員が兼務				廃止	
3	文化財調査委員（都幾川） 文化財保護委員（玉 川）	7人	年額		31,500	4人	日額		5,600	7人	日額		5,600
4	体育指導委員	17人	年額		35,000	16人	年額		26,000	31人	年額		30,000
5	国民健康保険運営協議会委員	9人	年額	会長 80,000 委員 69,000		9人	年額	会長 46,000 委員 44,000		9人	日額		5,600
6	民生委員推薦会委員	14人	日額		6,600	14人	日額		5,600	14人	日額		5,600
7	人権政策協議会委員（都幾川） 人権政策審議会委員（玉 川）	15人以内	日額		6,600	12人以内	日額		5,600	15人以内	日額		5,600
8	総合振興計画審議会委員	20人以内	日額		6,600	25人以内	日額		5,600	16人以内	日額		5,600
9	防災会議委員	26人以内	日額		6,600	10人以内	日額		5,600	28人以内	日額		5,600
10	都市計画審議会委員	15人以内	日額		6,600	12人以内	日額		5,600	12人以内	日額		5,600
11	公務災害補償等認定委員会委員	5人	日額		6,600	5人		県の公務災害補償等認定委員会委員に委嘱		5人	日額		5,600
12	公務災害補償等審査会委員	3人	日額		6,600					3人	日額		5,600
13	報酬審議会委員（都幾川） 特別職報酬等審議会委員（玉 川）	5人	日額		6,600	5人	日額		11,200	5人	日額		5,600
14	区長	34人	年額	均等割 47,000 世帯割 2,650		21人	年額		均等割 47,000 世帯割 2,560	55人	年額		均等割 45,000 世帯割 2,600
15	消防審議会委員	9人	年額	会長 25,000 委員 20,000		10人	日額		5,600	9人	日額		5,600

各種委員等の報酬

	職 名	都幾川村				玉川村				ときがわ町			
		定数	報酬額(円)			定数	報酬額(円)			定数	報酬額(円)		
16	情報公開・個人情報保護審査会委員	3人	日額		6,600	5人以内	日額	会長 12,000 委員 10,000		5人以内	日額		5,600
17	交通安全対策協議会委員	40人	日額		6,600					40人以内	日額		5,600
18	情報公開・個人情報保護審議会委員	8人以内	日額		6,600							廃止	
19	融資審査委員会委員(都幾川) 融資審査会委員(玉川)	6人	日額		6,600	6人	日額		5,600	6人	日額		5,600
20	衛生委員	36人	年額		均等割 16,800 世帯割 880	21人	年額		均等割 16,700 世帯割 740	57人	年額		均等割 16,700 世帯割 740
21	スポーツ振興審議会委員	15人以内	日額		6,600					10人以内	日額		5,600
22	行政改革審議会委員	10人以内	日額		6,600							廃止	
23	健康会議委員		日額		6,600							廃止	
24	村史編さん委員会委員	10人以内	日額		6,600							廃止	
25	環境保全審議会委員					10人以内	日額		5,600	10人以内	日額		5,600
26	都幾川:農業連絡委員 玉川:農事委員	48人	年額		6,800	29人	年額		均等割 6,400 世帯割 720	77人	年額		均等割 6,400 世帯割 720
27	青少年問題協議会委員					70人以内	日額		5,600			廃止	
28	奨学生選考委員					7人以内	日額		5,600	7人以内	日額		5,600
29	利子補給審査会委員					5人	日額		5,600	5人	日額		5,600
30	公共用地境界査定委員会委員					5人	日額		5,600			廃止	
31	選挙長		日額		14,000		1回の選挙		執行経費基準法に基づく額の範囲内で予算に定める額		1回の選挙		執行経費基準法に基づく額の範囲内で予算に定める額

各種委員等の報酬

	職 名	都幾川村				玉川村				ときがわ町			
		定数	報酬額(円)			定数	報酬額(円)			定数	報酬額(円)		
32	投票所の投票管理者		日額		14,000		日額		執行経費基準法に基づく額の範囲内で予算に定める額		日額		執行経費基準法に基づく額の範囲内で予算に定める額
33	期日前投票所の投票管理者		日額		14,400		日額				日額		
34	開票管理者		日額		14,000		日額				日額		
35	投票所の投票立会人		日額	8 時間未満	7,000		日額				日額		
				8 時間以上	14,000								
36	期日前投票所の投票立会人		日額	8 時間未満	7,000		日額				日額		
				8 時間以上	14,000								
37	開票立会人		日額		11,000		日額				日額		
38	選挙立会人		日額		11,000		日額			日額			
39	特別土地保有税審議会委員		日額		6,600		日額		5,600			廃 止	
40	水道審議会委員									7人以内	日額		5,600

各種委員等の報酬

○その他非常勤の特別職職員

	職 名	都幾川村				玉川村				ときがわ町			
		定数	報酬額(円)			定数	報酬額(円)			定数	報酬額(円)		
1	公民館長	1人	月額		101,000						生涯学習課長兼務		
2	社会教育指導員	1人	月額		150,000	1人	月額	(賃金)	118,300	1人	月額		150,000
3	英語指導助手	1人	月額		350,000円を超えない範囲内において、任命権者が村長と協議して定める額					2人(合併時は1人)	月額		350,000円を超えない範囲内において、任命権者が町長と協議して定める額
4	統計調査員	10人	年額		委託費の範囲内で予算の定める額		1つの指定統計につき		委託費の範囲内で予算の定める額		1つの指定統計につき		委託費の範囲内で予算の定める額
5	文化体育センター所長	1人	月額		120,000					1人	月額		120,000
6	交通指導員	6人	年額		190,000	6人	年額 報償費	隊長 75,000 隊員	87,000 75,000	12人	年額 1回		均等割 100,000 1回 2,500
7	家族相談支援センター相談員	1人	月額		180,000					1人	月額		180,000
8	徴収嘱託員	1人		1時間	800	1人		日額	3,000	1人		1時間	800
				能率報酬	【現年課税分】 徴収額の100分の2 【滞納繰越分】 徴収額の100分の5			能率報酬	【現年課税分】 徴収額の100分の2 【滞納繰越分】 徴収額の100分の5			能率報酬	【現年課税分】 徴収額の100分の2 【滞納繰越分】 徴収額の100分の5
9	学校医		年額	定額報酬	150,000		年額	定額報酬	150,000		年額	定額報酬	150,000
			1回	執務報償	23,000		1回	執務報償	31,500		1回	執務報償	23,000
10	学校歯科医		年額	定額報酬	150,000		年額	定額報酬	150,000		年額	定額報酬	150,000
			1回	執務報償	23,000		1回	執務報償	31,500		1回	執務報償	23,000
11	学校薬剤師		年額	定額報酬	80,000		年額	定額報酬	80,000		年額	定額報酬	80,000
			1回	執務報償	10,000						1回	執務報償	10,000

各種委員等の報酬

	職 名	都幾川村				玉川村				ときがわ町	
		定数	報酬額(円)			定数	報酬額(円)			定数	報酬額(円)
12	その他非常勤の特別職職員										予算の範囲内で町長が定める額

協定項目 1 6 使用料、手数料等の取扱いについて

(第 2 回会議資料 2 9 ページ)

都幾川村・玉川村合併協議会の調整方針資料

○協定項目

使用料、手数料等の取扱い

○調整方針

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り速やかに統合を図る。
- 2 占用料については、原則として合併時に再編する。
- 3 手数料については、2村におけるこれまでの料金改定の経緯や、受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統合する。

事務事業名	使用料の種類	都幾川村	玉川村	調整結果
公民館図書館	公民館等施設使用料	都幾川村中央公民館	玉川村中央公民館	現行のとおり
高齢者福祉	福祉関係施設使用料	都幾川村地域活動支援センター		現行のとおり
環境		後野地区簡易給水施設		現行のとおり
生涯学習	社会教育関係施設使用料		玉川村文化センター	現行のとおり
生涯学習	体育関係施設使用料	都幾川文化体育センター	玉川村トレーニングセンター	・施設ごとの使用料は現行のとおりとする。 ・屋外施設夜間照明使用料は、玉川村の例により、1時間500円とする。 ・都幾川村の年間会員登録制度を導入する。 （屋外夜間照明使用料は、年間登録会員からも別途徴収する。）
生涯学習		都幾川村民運動場	玉川村総合運動場	
生涯学習		都幾川村第一球場		
生涯学習		都幾川村第二球場		
生涯学習		都幾川村民運動場テニスコート	玉川村総合運動場テニスコート	
生涯学習		旧大櫛第一小学校夜間照明	玉川中学校夜間照明	
生涯学習		萩ヶ丘小学校夜間照明		
生涯学習		明覚小学校夜間照明		
建設	公園関係施設使用料		玉川村雀川砂防ダム公園	玉川村ホタルの里公園使用料に合わせる。
建設			玉川村ホタルの里公園	現行のとおり
農林水産	農業関係施設使用料		玉川村就業改善センター	現行のとおり
農林水産		都幾川村営農産物加工施設		現行のとおり
商工観光	商工観光関係施設使用料	都幾川村建具会館		現行のとおり
商工観光		木のむらキャンプ場		現行のとおり
商工観光		星と緑の創造センター		現行のとおり
高齢者福祉	その他施設使用料	都幾川村農村文化交流センター		現行のとおり
商工観光		都幾川村温泉スタンド		現行のとおり
下水道	下水道施設使用料	浄化槽使用料	浄化槽使用料	現行のとおり

事務事業名	種 別	占用物件又は行為の種類			都幾川村	玉 川 村	調整結果（額）
建設	公共物使用	水路・里道	電柱	1本につき		660円 / 年	660円 / 年
			電話柱	1本につき		660円 / 年	660円 / 年
			街灯柱	1本につき		660円 / 年	660円 / 年
			その他の柱類	1本につき		62円 / 年	62円 / 年
			地下電線その他地下に設ける線類	1mにつき		2円 / 年	2円 / 年
			水道管・下水道管・ガス管・その他	1mにつき			
			外径0.2m未満			50円 / 年	50円 / 年
			外径0.2m以上0.4m未満			110円 / 年	110円 / 年
			外径0.4m以上1.0m未満			280円 / 年	280円 / 年
			外径1m以上			570円 / 年	570円 / 年
			鉄道、軌道その他これらに類する施設	使用面積1㎡につき		160円 / 年	160円 / 年
			通路その他これに類する施設				
			上空又は地下に設けるもの			730円 / 年	730円 / 年
			その他のもの			950円 / 年	950円 / 年
			一時的に設ける駐車場、露店、商品置場その他これらに類する施設	使用面積1㎡につき		100円 / 年	100円 / 年
			看板その他これに類する施設	表示面積1㎡につき			
			一時的に設けるもの			220円 / 月	220円 / 月
			その他のもの			2,200円 / 年	2,200円 / 年
			標識	1本につき		750円 / 年	750円 / 年
			旗ざお	1本につき		220円 / 月	220円 / 月
			その他			その都度村長が定める額	その都度町長が定める額
	道路占用	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき		620円 / 年	620円 / 年
			第2種電柱			690円 / 年	690円 / 年
			第3種電柱			770円 / 年	770円 / 年
			第1種電話柱			220円 / 年	220円 / 年
			第2種電話柱			250円 / 年	250円 / 年
			第3種電話柱			280円 / 年	280円 / 年
			その他の柱類			62円 / 年	62円 / 年
			共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき		3円 / 年	3円 / 年
			地下電線その他地下に設ける線類			2円 / 年	2円 / 年
			路上に設ける変圧器	1個につき		610円 / 年	610円 / 年
			地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき		420円 / 年	420円 / 年

事務事業名	種 別	占用物件又は行為の種類			都幾川村	玉 川 村	調整結果（額）		
建設	道路占用	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき		950円 / 年	950円 / 年		
			郵便差出箱			400円 / 年	400円 / 年		
			広告塔	表示面積1㎡につき		2,200円 / 年	2,200円 / 年		
			その他のもの	占用面積1㎡につき		950円 / 年	950円 / 年		
		道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.1m未満	長さ1mにつき		42円 / 年	42円 / 年		
			外径0.1m以上0.15m未満			50円 / 年	50円 / 年		
			外径0.15m以上0.2m未満			57円 / 年	57円 / 年		
			外径0.2m以上0.4m未満			110円 / 年	110円 / 年		
			外径0.4m以上1m未満			280円 / 年	280円 / 年		
			外径1m以上			570円 / 年	570円 / 年		
建設	道路占用	道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1㎡につき		570円 / 年	570円 / 年		
		道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			1,200円 / 年	1,200円 / 年		
			地下に設ける通路			730円 / 年	730円 / 年		
			その他のもの			950円 / 年	950円 / 年		
		道路法第32条第1項第6号に掲げる施設				220円 / 月	220円 / 月		
		道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く) 一時的に設けるもの その他のもの	表示面積1㎡につき		220円 / 月 2,200円 / 年	220円 / 月 2,200円 / 年		
			標識		1本につき		750円 / 年	750円 / 年	
			旗ざお				220円 / 月	220円 / 月	
			幕	その面積1㎡につき		220円 / 月	220円 / 月		
			アーチ 車道を横断するもの その他のもの	1基につき		22,000円 / 年 11,000円 / 年	22,000円 / 年 11,000円 / 年		
					道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき		220円 / 月
			河川占用	流水占用		1秒 1リットル	1,500円 / 年		1,500円 / 年
				土地占用	橋りょう	1㎡につき	30円 / 年		30円 / 年
					電線類	1mにつき	20円 / 年		20円 / 年
					電柱又はその支柱の類	1本につき	150円 / 年		150円 / 年
工作物	1㎡につき				40円 / 年		40円 / 年		
物置場	1㎡につき				30円 / 年		30円 / 年		

事務事業名	手 数 料 の 種 類	単 位	都幾川村	玉 川 村	調整結果(額)
総務	情報公開に係る手数料		無料	無料	無料
総務	情報公開に係る写しの作成に要する費用				
	白黒の場合	1枚につき	20円	30円	30円
	カラーの場合		実費	100円	100円
総務	情報公開に係る写しの送付に要する費用	1件につき	実費	実費	実費
総務	土地その他被害に関する証明	1件につき	200円	200円	200円
税務	税に関する証明	1件につき	200円	200円	200円
税務	納税及び公課に関する証明	1件につき	200円	200円	200円
税務	固定資産税に関する証明手数料	1件につき	200円 土地は3筆、 建物は3棟まで を1件とし、1筆 又は1棟を増す ごとに50円を 加える。	200円 6筆(棟)まで を1件とする。	200円 紙1枚を1件 とする。
税務	事業所に関する証明手数料	1件につき		200円	200円
税務	住宅用家屋証明	1件につき	1,300円	1,000円	1,300円
税務	公簿、公文書、図面の閲覧、照合	1件につき	200円 公簿、公文 書、図面の閲 覧は1冊を1件 とする。	200円 公簿は1冊、 公文書は1事 件、土地の図 面は1枚、土地 名寄帳は1人 分をもって1件 とする。	200円 公簿は1冊、 公文書は1事 件、図面は1冊 をそれぞれ1件 とする。
税務	公簿、公文書及び図面に関する証明	1件につき	200円	200円	200円
税務	土地及び建物に関する証明	1件につき	200円	200円	200円
税務	法人に関する証明	1件につき	200円	200円	200円
住民年金	住民票の写し	1通につき	200円 紙1枚までを 1件とし、2枚を 超えるものにつ いては2件とす る。	200円 ただし、1件 が5枚を超える 場合には、5枚 ごとに200円を 加える。	200円 1件(1世帯) 200円
	住民票の記載事項証明	1件につき	200円	200円	200円
	年金現況証明(公的年金)		無料	無料	無料
	年金現況証明(個人年金等)	1通につき	200円	200円	200円
	不在住証明	1通につき	200円	200円	200円
	不在籍証明	1通につき	200円	200円	200円
	印鑑登録証明	1通につき	200円	200円	200円
	外国人登録原票記載事項証明	1通につき	200円	200円	200円
	戸籍全部事項証明(謄本)	1通につき	450円	450円	450円
	戸籍個人事項証明(抄本)	1通につき	450円	450円	450円
	戸籍一部事項証明	1通につき	450円	450円	450円

事務事業名	手 数 料 の 種 類	単 位	都幾川村	玉 川 村	調整結果(額)
住民年金	除籍全部事項証明(謄本)	1通につき	750円	750円	750円
	除籍個人事項証明(抄本)	1通につき	750円	750円	750円
	除籍一部事項証明(抄本)	1通につき	750円	750円	750円
	戸籍記載事項証明	1通につき	350円	350円	350円
	除籍記載事項証明	1通につき	450円	450円	450円
	戸籍届出受理証明	1通につき	350円	350円	350円
	戸籍届出受理証明(上質)	1通につき	1,400円	1,400円	1,400円
	届出の記載事項証明(写し)	1通につき	350円	350円	350円
	戸籍の附票	1通につき	200円	200円	200円
	転出証明書(住民異動届提出)		無料	無料	無料
	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧	書類1件につき	350円	350円	350円
	住民基本台帳の閲覧	1件につき	200円 1世帯をもって1件とする。	200円 1世帯をもって1件とし、1件増すごとに50円を加える。	200円 1世帯をもって1件とする。
	住民基本台帳カードの交付	1件につき	500円	500円	500円
	埋火葬に関する証明	1件につき	200円	200円	200円
	印鑑登録証の交付	1件につき	200円	200円	200円
	身分証明書	1通につき	200円	200円	200円
社会福祉	ホームヘルプサービス手数料				
	生活保護受給者世帯	1時間当たり		無料	無料
	老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税世帯	1時間当たり		無料	無料
	市町村民税非課税世帯	1時間当たり		150円	150円
	上記以外の世帯	1時間当たり		300円	300円
環境	犬の登録	1件につき	3,000円	3,000円	3,000円
環境	狂犬病予防注射済票の交付	1件につき	550円	550円	550円
環境	犬の鑑札の再交付	1件につき	1,600円	1,600円	1,600円
環境	狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき	340円	340円	340円
環境	一般廃棄物処理業許可申請手数料	1件につき	5,000円	5,000円	5,000円
環境	一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料	1件につき	2,000円	2,000円	2,000円
環境	浄化槽清掃許可申請手数料	1件につき	5,000円	5,000円	5,000円
環境	浄化槽清掃許可証再交付申請手数料	1件につき	2,000円	2,000円	2,000円
環境	粗大ごみ収集運搬手数料	1件につき	50円～1,500円	50円～1,500円	50円～1,500円
環境	犬の死体処理手数料	1体につき	2,000円	2,000円	2,000円
環境	猫の死体処理手数料	1体につき	1,000円	1,000円	1,000円
建設	数値地籍維持管理システムデータ交付			200円	200円 1筆図形1筆 200円 / 集成 図A3判1枚200円

事務事業名	手 数 料 の 種 類	単 位	都幾川村	玉 川 村	調整結果(額)
都市計画	優良宅地造成の認定 造成宅地面積が0.1ha未満	1件につき	86,000円	86,000円	86,000円
都市計画	優良住宅新築の認定 新築住宅の床面積の合計が 100㎡以下 100㎡を超え500㎡以下 500㎡を超え2,000㎡以下 2,000㎡を超え10,000㎡以下 10,000㎡を超え50,000㎡以下 10,000㎡を超える 50,000㎡を超える	1件につき	6,200円 8,600円 13,000円 35,000円 43,000円 43,000円 58,000円	6,200円 8,600円 13,000円 35,000円 43,000円 43,000円 58,000円	6,200円 8,600円 13,000円 35,000円 43,000円 43,000円 58,000円
農林水産	鳥獣飼養登録票の交付又はその更新 若しくは再交付	1通につき	3,400円	3,400円	3,400円
農林水産	農地に関する諸証明	1件につき		200円	200円
農林水産	農業委員会で行う諸証明	1件につき	200円	200円	200円

協定項目 2 2 - 9 住民窓口業務の取扱いについて

(第 3 回会議資料 2 4 ページ)

協定項目 № 2 2 - 9 住民窓口業務の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
1 各種証明書発行	【証明書の種類等】 戸籍に関する証明 全部・個人・一部事項証明書、除籍(改製原戸籍)謄・抄本、身分証明書、記載事項証明書等 住基に関する証明 住民票の写し(個人・世帯票)、印鑑証明書、転出証明書、記載事項証明書等	【証明書の種類等】 戸籍に関する証明 全部・個人・一部事項証明書、除籍(改製原戸籍)謄・抄本、身分証明書、記載事項証明書等 住基に関する証明 住民票の写し(個人・世帯票)、印鑑証明書、転出証明書、記載事項証明書等	各種証明書発行については、合併時に再編する。	町民課が設置される本庁舎でこれまでどおり発行する。なお住民票の写し、印鑑証明書、戸籍謄抄本などは、第二庁舎の窓口でも発行する。
2 窓口延長	【取扱業務】 (住民福祉課) 住民票の写し、印鑑登録証明書、印鑑登録申請、戸籍謄・抄本等 本人に限る (税務課) 税務関係証明書、納税相談等 (健康増進課)	【取扱業務】 (住民関係) ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 本人又は同一世帯のみ (税務課) 税務関係証明書、納税相談等 (福祉関係) 乳幼児医療費支給申請受付、	窓口延長については、合併時に再編する。	平成 18 年 2 月から 9 月までの間、一部の窓口を試行として、土曜日に開庁する。 【開庁時間】 8 時 30 分から 17 時 15 分まで 【実施場所】 本庁舎 【取扱業務】 (住民関係)

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
	要介護申請認定、療養費・高額療養費等医療費等支給申請受付等 【実施期間】 毎週火曜日(7～9月) 平成 16 年度限りで廃止	重度心身障害者医療費支給申請受付 【実施期間】 ・毎週金曜日(年間)		住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明等の証明書発行など (税務関係) 所得証明書等の証明書発行 税の収納など (福祉関係) 各種医療費支給申請書等の受理、保育料の収納など

協定項目 2 2 - 1 0 国民健康保険事業の取扱いについて

(第 3 回会議資料 2 7 ページ)

協定項目 No.22-10 国民健康保険事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調整方針	調整結果
1 国民健康保険 税に関する事	【税率】 医療給付費分 ・ 所得割 6% ・ 資産割 35% ・ 均等割 13,000 円 ・ 平等割 15,000 円 ・ 最高限度額 53 万円 介護納付費分 ・ 所得割 0.7% ・ 均等割 8,500 円 ・ 最高限度額 8 万円 【減免措置】 ・ 火災等により著しく困難となったもの又はこれに準ずる者	【税率】 医療給付費分 ・ 所得割 6.0% ・ 資産割 35% ・ 均等割 13,000 円 ・ 平等割 15,000 円 ・ 最高限度額 53 万円 介護納付費分 ・ 所得割 0.8% ・ 均等割 8,400 円 ・ 最高限度額 8 万円 【減免措置】 ・ 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・ 当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずる者	税率については、合併翌年度当初に再編する。 減免措置については、合併時に再編する。	【税率】 医療給付費分 ・ 所得割 6% ・ 資産割 35% ・ 均等割 13,000 円 ・ 平等割 15,000 円 ・ 最高限度額 53 万円 介護納付費分 ・ 所得割 0.8% ・ 均等割 8,500 円 ・ 最高限度額 8 万円 【減免措置】 ・ 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・ 当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずる者

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調整方針	調整結果
3 短期被保険者証・資格証明書に関すること	【短期被保険者証】 実施(6 か月、3 か月、1 か月) 【資格証明書】 未実施	【短期被保険者証】 実施(6 か月、3 か月、1 か月) 【資格証明書】 未実施	短期被保険者証については、合併翌年度当初に再編し、資格証明書については、合併後検討する。	【短期被保険者証】 実施(6 か月、3 か月、1 か月)
4 国民健康保険運営協議会に関すること	委員 9 人 平成 1 6 年度 2 回 委員長年額 80,000 円 委員年額 69,000 円 費用弁償 2,200 円	委員 9 人 平成 1 6 年度 2 回 委員長年額 46,000 円 委員年額 44,000 円 費用弁償 2,200 円	国民健康保険運営協議会については、合併翌年度当初に再編する。	委員 9 人 月額報酬 5,600 円
6 国民健康保険保健事業に関すること	ガン検診等一部負担実施	ガン検診等一部負担実施	検診等相違のある事業については、合併時に再編する。	・国民健康保険加入者に対し、各種がん検診の一部負担金相当額を一検診につき、年 1 回限り補助する。 ・40 歳以上の国民健康保険加入者に対し、保健センターで行う基本健康検診の一部負担金相当額を補助する。 ・40 歳未満の国民健康保険加入者に対し、基本健康診査を

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調整方針	調整結果
				実施し実費相当額を補助する。 ・パンフレット作成配布 ・保養施設利用助成 ・健康講座等の開催 ・地域ふれあい行事参加賞等補助 ・よい歯のコンクール補助 ・健康おばさんの会補助 ・国保総合健康づくり支援事業(平成18年度から国保ヘルスアップ事業に移行)

協定項目 2 2 - 1 6 保育事業の取扱いについて

(第 3 回会議資料 6 8 ページ)

協定項目 No.22-16 保育事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
2 家庭保育室運営補助事業	保護者の労働又は疾病により、保育に欠ける義務教育就学前児童を家庭において保育する施設を指定し、助成を行う。 【施設割】 ・なし 【委託費】 県要綱に基づき交付 ・乳児1人当たり 月額 18,500 円 ・満1歳から満3歳に満たない児童1人当たり 月額 9,200 円 ・長時間保育推進費 (11 時間を超えて、30 分以上保育する児童) 児童1人につき 月額 2,000 円 ・障害児保育推進費 満1歳以上満3歳に満たない児童1人につき 月額 9,300 円 村単独補助 ・村内加算(村独自) (玉川村を含む村	保護者の労働又は疾病により、保育に欠ける義務教育就学前児童を家庭において保育する施設を指定し、助成を行う。 【施設割】 ・なし 【委託費】 県要綱に基づき交付 ・乳児1人当たり 月額 18,500 円 ・満1歳から満3歳に満たない児童1人当たり 月額 9,200 円 ・長時間保育推進費 (11 時間を超えて、30 分以上保育する児童) 児童1人につき 月額 2,000 円 ・障害児保育推進費 満1歳以上満3歳に満たない児童1人につき 月額 9,300 円 村単独補助 ・村内加算(村独自) (村内の家庭保育	家庭保育室運営補助事業については、合併翌年度当初に再編する。	保護者の労働又は疾病により、保育に欠ける義務教育就学前児童を家庭において保育する施設を指定し、助成を行う。 【施設割】 ・なし 【委託費】 県要綱に基づき交付 ・乳児1人当たり 月額 18,500 円 ・満1歳から満3歳に満たない児童1人当たり 月額 9,200 円 ・長時間保育推進費 (11 時間を超えて、30 分以上保育する児童) 児童1人につき 月額 2,000 円 ・障害児保育推進費 満1歳以上満3歳に満たない児童1人につき 月額 9,300 円 町単独補助 ・町内加算(町独自) (町内の家庭保育

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
3 特別保育補助事業（保育園）	内の家庭保育室） 児童 1 人につき 月額 10,000 円 【指定施設】 ・ 2 施設（H16 年度は 0） 【村内施設】 ・ 無し 【根拠条文】 ・ 都幾川村家庭保育室要綱 児童福祉法第 3 条第 3 項の規定に基づき、設置された保育所に対し、予算の範囲以内において補助金を交付する。 【対象特別保育事業】 ・ 国の基準に基づき交付している。 【単独補助】 ・ 特別委託料 児童 1 人につき 月額 11,000 円 ・ 重度障害児の特別委託料 児童 1 人につき 月額 74,140 円 ・ 障害児保育促進事業 児童 1 人につき 月額 20,000 円	室） 児童 1 人につき 月額 10,000 円 【指定施設】 ・ 1 施設 【村内施設】 ・ 1 施設 【根拠条文】 ・ 玉川村家庭保育室要綱 児童福祉法第 3 条第 3 項の規定に基づき、設置された保育所に対し、予算の範囲以内において補助金を交付する。 【対象特別保育事業】 ・ 国の基準に基づき交付している。 【単独補助】 ・ 特別委託料 児童 1 人につき 月額 10,000 円 ・ 重度障害児の特別委託料 児童 1 人につき 月額 74,140 円	特別保育補助事業は、合併翌年度当初に再編する。	室） 児童 1 人につき 月額 10,000 円 【指定施設】 ・ 1 施設 【町内施設】 ・ 1 施設 児童福祉法第 3 条第 3 項の規定に基づき、設置された保育所に対し、予算の範囲以内において補助金を交付する。 【対象特別保育事業】 ・ 国の基準に基づき交付している。 【単独補助】 ・ 特別委託料 児童 1 人につき 月額 10,000 円 ・ 重度障害児の特別委託料 児童 1 人につき 月額 74,140 円 （軽度障害児の特別委託料については、県補助で実施） ・ 都幾川村の障害児保育促進事業は廃止する。

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
4 保育料及び保育料の減免について	村が定める保育料徴収金基準額表に基づき保育料を徴収 【根拠条文】 ・都幾川村保育園保育料の徴収に関する規則 (H13.3.8 改正) 【基準額表】 ・階層区分 10 階層 10 段階 ・年齢区分 3 歳未満 3 歳 4 歳以上	村が定める保育料徴収金基準額表に基づき保育料を徴収 【根拠条文】 ・保育料の徴収に関する規則 (H12.4.1 改正) 【基準額表】 ・階層区分 16 階層 16 段階 ・年齢区分 3 歳未満 3 歳 4 歳以上	保育料及び保育料の減免については、国の保育所徴収金基準額表を参考に、合併翌年度当初に再編する。	町が定める保育料徴収金基準額表に基づき保育料を徴収する。 【基準額表】 ・階層区分 10 階層 10 段階 ・年齢区分 3 歳未満 3 歳以上
5 公立保育所管理運営事業	【公立保育所数】 ・1 か所 平保育園 ・認可保育園 ・定員数 60 人 【開所時間】 ・平日 7 : 15 ~ 19 : 00 まで ・土曜日 7 : 15 ~ 12 : 30 まで 【職員配置】 ・園長 住民福祉課課長補佐が兼務 ・副園長	【公立保育所数】 ・1 か所 玉川村保育所 ・認可保育園 ・定員数 110 人 【開所時間】 ・平日 7 : 30 ~ 18 : 30 まで ・土曜日 7 : 15 ~ 12 : 30 まで 【職員配置】 ・園長 (非常勤職員) ・副園長	公立保育所管理運営事業については、合併翌年度当初に再編する。	【公立保育所数】 ・2 か所 平保育園 玉川保育園 【開所時間】 ・現行のとおりとする。 【職員配置】 ・園長 (2 園兼務) ・副園長

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
	(主任保育士) ・保育士 職員 5人 臨時職員 2人 (うち、障害児担当1人) 非常勤職員 1人 ・用務員 臨時職員 1人 【保育所保健】 ・歯科検診 1回 ・内科検診 2回 【その他の管理・運営】 ・施設の保守点検 ・職員研修 ・保育実習生の受入 ・保育所給食 献立 栄養士 1人 臨時職員 調理 調理員 2人 臨時職員 給食内容 主食持参 週1回完全給食	(主任保育士) ・保育士 職員 6人 臨時職員 5人 (うち、障害児担当1人) ・委託職員(2から3人) ・事務職員 1人 【保育所保健】 ・歯科検診 1回 ・内科検診 2回 ・耳鼻科検診 1回 ・眼科検診 1回 【その他の管理・運営】 ・施設の保守点検 ・職員研修 ・保育実習生の受入 ・保育所給食 献立 栄養士 1人 非常勤職員(有資格) 調理 調理員 2人 臨時職員 給食内容 完全給食		・保育士 職員 11人 臨時職員 7人 (うち、障害児担当各1人) 委託職員 3人 非常勤職員 2人 ・事務職員 【保育所保健】 ・歯科検診 1回 ・内科検診 1回 ・耳鼻科検診 1回 ・眼科検診 1回 【その他の管理・運営】 ・施設の保守点検 ・職員研修 ・保育実習生の受入 ・保育所給食 献立 栄養士 1人 調理 調理員 4人 給食内容 完全給食

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
	3歳未満児は、完全給食 ・その他 入・卒園式、運動会、保護者会等 バスの送迎 送迎希望を取り、朝夕バスで送迎をしている。 私立保育園（はなぞの保育園）1か所あり。	・その他 入・卒園式、運動会、保護者会等 バスの送迎 送迎希望を取り、朝夕バスで送迎をしている。		・その他 入・卒園式、運動会、保護者会等 バスの送迎 現行のとおりとする。

協定項目 2.2 - 2.7 生涯学習事業の取扱いについて

(第 2 回会議資料 9.7 ページ)

協定項目 22 - 27 生涯学習事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
4 社会教育委員 に関すること	【組織】 学校・社会教育関係者、学識経験者 13人以内 【事業】 会議 年4回	【組織】 学校・社会教育関係者、学識経験者 10人 【事業】 会議 年3回	社会教育委員については、合併時に再編する。	【組織】 学校・社会教育関係者、学識経験者 12人以内 【事業】 会議 年3回
11 体育指導委員 に関すること	【定数】 17人 (実数16人) 【任期】 2年 【報酬】 年額 35,000円 【費用弁償】 日額 2,200円 会議においては 1,100円 【定例会議】 年6回開催	【定数】 16人 (実数15人) 【任期】 2年 【報酬】 年額 26,000円 【費用弁償】 日額 2,200円 【定例会議】 年10回開催	体育指導委員については、合併時に再編する。	【定数】 31人 【任期】 2年 【報酬】 年額 30,000円 【費用弁償】 日額 1,000円 【定例会議】 年7回開催
14 社会体育施設 管理運営に 関すること	【施設名】 ・村民運動場(テニスコートあり) ・第一球場(夜間照明あり) ・第二球場 ・文化体育センター ・上サ・スケート場 【受付方法】	【施設名】 ・総合運動場 ・第2運動場(五明グラウンド) ・田黒運動場 ・トレーニングセンター ・玉川中学校夜間照明施設 【受付方法】	社会体育施設管理運営については、合併時に再編する。	現行のとおり運営する。ただし、都幾川村実施の年間会員登録制度を平成18年4月1日から町で管理する社会体育施設に適用する。(上サ・スケート場は体育協会管理施設のため、適用しない。)(第2運動場・田黒運動場は地元地

	施設利用調整会議を4か月に一度実施し受付 文化体育センター 個人利用者予約不可 【受付場所】 ・文化体育センター ・上サ・スケート場	使用月の1か月前の1日より受付 【受付場所】 ・トレーニングセンター ・地元区長		区管理施設のため適用しない。)
15 公民館設置運営に関する こと	【設置】 中央公民館 1 分館 1 【開館時間】 午前9時00分～ 午後9時30分 【休館日】 毎月第1月曜日 国民の祝日 12月28日～1月4日	【設置】 中央公民館 1 分館 7 【開館時間】 午前9時00分～ 午後9時00分 【休館日】 毎月最終月曜日 12月28日～1月4日	公民館設置運営については、合併時に再編する。	【設置】 公民館 2 【開館時間】 午前9時00分～ 午後9時30分 【休館日】 毎月第1月曜日 国民の祝日 12月28日～1月4日
16 公民館運営審議会に関する こと	平成13年度に廃止のため未設置	【定数】 10人以内(社会教育委員が兼務) 【委嘱】 学校教育及び社会教育の関係者並びに識見を有するものの中から、教育委員会が委嘱する。 【任期】 2年 【審議会の開催】	公民館運営審議会については、合併時に再編する。	公民館運営審議会は設置しない。 (公民館の各種事業の計画実施についての調査審議は社会教育委員が行う。)

18 図書館設置 運営に関する こと	【利用時間】 ・火～金曜日 午前9時00分 ～午後6時00分（夏は午後7時00分まで） ・土・日曜日 午前9時00分 ～午後5時00分 【休館日】 月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、特別整理期間 【貸出の対象】 村内に居住し、又は通勤若しくは通学する者、村と相互利用の協定を締結している自治	会議は必要に応じて館長が招集 【委員報酬】 なし 【費用弁償】 日額 2,200 円 【利用時間】 ・土、日、火～木曜日 午前9時00分 ～午後5時00分 ・金曜日 午前9時00分 ～午後7時00分 【休館日】 月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、館内整理日、特別整理期間、臨時休館日 【貸出の対象】 村内に居住し、又は通勤若しくは通学する者、村と相互利用の協定を締結している自治	図書館の設置運営については、合併時に再編する。	玉川村立図書館を「ときがわ町立図書館」とする。 都幾川村立図書館は、都幾川公民館の図書室とする。 【利用時間】 ときがわ町立図書館（火～日曜日 午前9時00分～午後5時00分） 都幾川公民館図書室（現行のとおりとする。） 【休館日】 現行のとおり 【貸出の対象】 町内に居住し、又は通勤若しくは通学する者、町と相互利用の協定を締結している自治
-----------------------------------	--	---	--------------------------------	--

	体に居住し、又は通勤若しくは通学する者とする。	体に居住し、又は通勤若しくは通学する者、利用カードの発行（利用者登録）を受けるものとする。		体に居住し、又は通勤若しくは通学する者、利用カードの発行（利用者登録）を受けるものとする。
--	-------------------------	---	--	---

報告第 19 号

都幾川村・玉川村合併協議会の廃止について

合併協議会廃止までのスケジュール

12月上旬	両村議会へ合併協議会廃止議案の上程 (地方自治法第252条の6、第252条の2)
	↓
12月中旬	可 決
	↓
12月下旬	合併協議会廃止に関する協議(首長協議) (地方自治法第252条の6、第252条の2)
	↓
12月下旬	合併協議会廃止の告示(両村) (地方自治法第252条の6、第252条の2)
	↓
1月上旬	埼玉県知事へ協議会廃止の届出 (地方自治法第252条の6、第252条の2)
	↓
1月31日	都幾川村・玉川村合併協議会の廃止
1月31日	平成17年度 決算(会長) (合併協議会規約第16条)
1月31日	平成17年度 監査(協議会監事)
	↓
2月下旬	協議会委員であった者に報告(町長職務執行者)

関係法令等

地方自治法（抄）

（協議会の設置）

- 第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
- 4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。
- 5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- 6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（協議会の組織の変更及び廃止）

- 第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

都幾川村・玉川村合併協議会規約（抄）

（協議会廃止の場合の措置）

- 第16条 協議会を廃止した場合においては、協議会の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

報告第 20 号

平成 17 年度都幾川村・玉川村合併協議会の決算見込みについて

平成 17 年度都幾川村・玉川村合併協議会の決算見込みについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年度 都幾川村・玉川村合併協議会歳入歳出決算見込み

自 平成 1 7 年 4 月 1 日

至 平成 1 8 年 1 月 3 1 日

歳 入

(単位 : 円)

款	項	予算現額	調定見込額	収入見込額	不納欠損 見込額	収入未済 見込額	予算現額と収入 見込額との比較
1 負担金		7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	0	0
	1 負担金	7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	0	0
2 繰越金		3,642,000	3,642,758	3,642,758	0	0	758
	1 繰越金	3,642,000	3,642,758	3,642,758	0	0	758
3 諸収入		1,000	60	60	0	0	940
	1 諸収入	1,000	60	60	0	0	940
歳 入 合 計		10,643,000	10,642,818	10,642,818	0	0	182

歳 出

(単位 : 円)

款	項	予算現額	支出見込額	翌年度 繰越額	不用見込額	予算現額と支出見込額との比較
1 運営費		3,530,000	1,983,906	0	1,546,094	1,546,094
	1 会議費	838,000	532,188	0	305,812	305,812
	2 事務費	2,692,000	1,451,718	0	1,240,282	1,240,282
2 事業費		4,758,000	4,716,510	0	41,490	41,490
	1 事業推進費	4,758,000	4,716,510	0	41,490	41,490
3 予備費		2,355,000	0	0	2,355,000	2,355,000
	1 予備費	2,355,000	0	0	2,355,000	2,355,000
歳 出 合 計		10,643,000	6,700,416	0	3,942,584	3,942,584

歳入歳出差引見込 3,942,402 円

平成17年度 都幾川村・玉川村合併協議会歳入歳出決算見込み(事項別明細書)

自 平成17年 4月 1日
至 平成18年 1月31日

歳 入 (単位 : 円)

款 項 目	予 算 現 額					調定見込額	収入見込額	収入未済 見込額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	計	節						
				区 分	金 額					
1 負 担 金	円 7,000,000	円 0	円 7,000,000		円	円 7,000,000	円 7,000,000	円 0	円	
	1 負 担 金	7,000,000	0	7,000,000			7,000,000	7,000,000	0	
	1 負担金	7,000,000	0	7,000,000	1 負担金	7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	都幾川村負担金 3,500,000 玉川村負担金 3,500,000
2 繰 越 金	1,000	3,641,000	3,642,000			3,642,758	3,642,758	0		
1 繰 越 金	1,000	3,641,000	3,642,000			3,642,758	3,642,758	0		
	1 繰越金	1,000	3,641,000	3,642,000	1 前年度繰越金	3,642,000	3,642,758	3,642,758	0	平成16年度繰越金
3 諸 収 入	1,000	0	1,000			60	60	0		
1 諸 収 入	1,000	0	1,000			60	60	0		
	1 諸収入	1,000	0	1,000	1 預金利子	1,000	60	60	0	預金利子
歳 入 合 計	7,002,000	3,641,000	10,643,000			10,642,818	10,642,818	0		

平成17年度 都幾川村・玉川村合併協議会歳入歳出決算見込み(事項別明細書)

自 平成17年 4月 1日

至 平成18年 1月31日

歳 出

(単位 : 円)

款 項 目	予 算 現 額						支出見込額	不用見込額	説 明
	当 初 予算額	補 正 予算額	予 備 費 支出及び 流用増減	計	節				
					区 分	金 額			
1 運 営 費	円 3,530,000	円 0	円 0	円 3,530,000		円	円 1,983,906	円 1,546,094	円
1 会議費	838,000	0	0	838,000			532,188	305,812	
1 会議費	838,000	0	0	838,000	1 報酬	247,000	151,200	95,800	○ 委員報酬 151,200
					9 旅費	163,000	99,000	64,000	○ 委員費用弁償 99,000
					11需用費	18,000	7,938	10,062	○ 食糧費 7,938
					12役務費	410,000	274,050	135,950	○ 会議録作成手数料 274,050
2 事務費	2,692,000	0	0	2,692,000			1,451,718	1,240,282	
1 事務費	2,692,000	0	0	2,692,000	9 旅費	66,000	66,000	0	○ 職員旅費 66,000
					11需用費	767,000	424,982	342,018	○ 消耗品費 387,667 ○ 印刷製本費 37,315
					12役務費	102,000	102,000	0	○ 通信運搬費 102,000
									同目14節より流用 80,000
					14使用料及び 賃借料	1,757,000	858,736	898,264	○ 事務機器使用料 858,736 同目12節へ流用 80,000

(単位 : 円)

款 項 目	予 算 現 額						支出見込額	不用見込額	説 明
	当 初 予算額	補 正 予算額	予 備 費 支出及び 流用増減	計	節				
					区 分	金 額			
2 事 業 費	3,056,000	1,228,000	474,000	4,758,000			4,716,510	41,490	
1 事業推進費	3,056,000	1,228,000	474,000	4,758,000			4,716,510	41,490	
1 事業推進費	3,056,000	1,228,000	474,000	4,758,000	08報償費	90,000	90,000	0	○町章募集賞品 90,000
					11需用費	1,419,000	1,418,760	240	○消耗品費 522,060 ○印刷製本費 896,700 予備費充用 474,000
					13委託料	3,091,000	3,050,250	40,750	○例規整備支援 2,709,000 ○町章規格作成業務 105,000 ○ホームページ保守 105,000 ○現況調書様式変更 131,250
					14使用料 及び賃借料	158,000	157,500	500	○ホームページ使用料 157,500
3 予 備 費	416,000	2,413,000	474,000	2,355,000			0	2,355,000	
1 予備費	416,000	2,413,000	474,000	2,355,000			0	2,355,000	
1 予備費	416,000	2,413,000	474,000	2,355,000	予備費	2,355,000	0	2,355,000	2款1項1目11節へ充用 474,000
歳出合計	7,002,000	3,641,000	0	10,643,000			6,700,416	3,942,584	

実質収支に関する調書(見込み)

(単位:円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	10,642,818
2 歳 出	総 額	6,700,416
3 歳 入 歳 出	差 引 額	3,942,402
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質	収 支 額	3,942,402

報告第 2 1 号

ときがわ町長職務執行者について

ときがわ町長職務執行者について、別紙のとおり定めたので報告する。

比企郡ときがわ町長の職務を行うべき者に関する協議書

平成１８年２月１日から比企郡都幾川村及び同郡玉川村を廃し、その区域をもって比企郡ときがわ町を設置することに伴う比企郡ときがわ町長の職務を行うべき者（以下、「ときがわ町長職務執行者」という。）について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１条の２第１項の規定により、次のとおり定めることについて協議する。

ときがわ町長職務執行者は、都幾川村長 大 澤 堯 とする。

平成１７年１２月２日

都幾川村長 大 澤 堯

印

玉川村長 関 口 定 男

印